

京都府立大学奨学寄附金に係る管理的経費について

令和5年4月1日
学 長

京都府立大学奨学寄附金取扱規程（平成21年京都府立大学規程第4号）第7条第1項の規定に基づき、京都府立大学（以下「本学」という。）における奨学寄附金に係る管理的経費の取扱いを、下記のとおり定める。

記

1 定義

「管理的経費」とは、京都府立大学において奨学寄附金の受入れ及び執行管理に当たり必要となる事務に関する経費をいう。

2 管理的経費の額

管理的経費の額は、当該奨学寄附金の受入れ金額（奨学寄附金が有価証券にあっては、当該有価証券を換金して確定した金額）に100分の10を乗じて得た額とする。

ただし、寄附者等が、管理的経費の算定基準額又は適用率を定めている場合は、当該寄附者等が定める算定基準額及び適用率で算定した額とする。

3 管理的経費の執行の例外

次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学寄附金の管理的経費への充当を行わないものとする。

- (1) 奨学寄附金を受け入れた場合であって、寄附者等が定める規則等により管理的経費の支出を認めていないもの。
- (2) 奨学寄附金が、他の大学等からの移し換えによるもの。

4 管理的経費の管理

管理的経費は、本学の事務局において管理する。